

5. 国際船舶・港湾保安法の概要

国際船舶・港湾保安法の概要 (我が国の港湾保安対策)

令和2年11月
国土交通省港湾局
海岸・防災課 危機管理室

港湾の保安対策強化の背景と対応

●米国同時多発テロ事件の発生 (2001年9月)

◇米国における海事保安法の成立 (2002年11月)
⇒米国が外国港湾のテロ対策の有効性を評価、改善策を勧告。米国への入港拒否が可能。

◇IMO (国際海事機関) における海上人命安全条約 (SOLAS条約) の改正の採択 (2002年12月)
⇒船舶と港湾施設の保安対策強化 (2004年7月1日発効)



米国同時多発テロ (2001年9月)

●国際的な動きに対応したわが国港湾の保安対策の強化 ⇒国際社会への貢献と日本の国益確保

国際協調
(SOLAS条約の義務の履行)

2004年2月 2003年度補正予算にて支援
2004年4～6月 改正SOLAS条約に対応した国際船舶・港湾保安法 (04年4月公布、7月施行) に基づき、港湾施設保安評価の実施と埠頭保安規程等の承認
2004年7月以降 施設の管理者が行う保安対策に対する立入検査等を実施

国際港湾施設の管理者：
港湾施設保安計画に基づく制限区域の監視、出入管理の実施等の対策を継続的に実施



ホルムズ海峡タンカー損傷 (2010年7月、出Gulf.news)



マニラ沖フェリー爆破テロ (2004年2月)

●英国同時爆破テロ事件の発生 (2005年7月)

国際動向への対応
(保安対策の強化)

国際海上運送システムの信頼性の向上
◇港湾施設の出入管理の高度化・徹底
◇海域の保安対策の強化
◇国と港湾 (施設) 管理者との協働体制の確立
◇港湾保安人材育成の促進
◇内航旅客の保安対策の強化

近年における主なテロ事件の事例
05年 8月 旅客フェリーに爆弾、30人負傷(フィリピン)
06年12月 ヨルダン貨物船乗っ取り事件(スリランカ)
07年 1月 商船に対する自爆攻撃(スリランカ)
07年以降 ソマリア沖で海賊行為が急増(日本関係船舶も被害)
08年11月 ムンバイ同時テロ(海路からの侵入)(インド)
09年12月 米国航空機爆破テロ未遂事件(アメリカ)
10年 7月 ホルムズ海峡における日本関係船舶(タンカー)損傷

SOLAS条約に基づく港湾の保安対策強化

改正SOLAS条約の構成

(2002年12月採択、2004年7月発効)

本文 (一般規定)

付属書 (条約の不可分の一部をなすもの)

付属書第XI-1章
海上の安全性を高めるための特別措置
付属書第XI-2章
海上の保安を高めるための特別措置

第3規則 保安に関する締約政府の義務
2 締約国は、保安レベルを設定し、その領域にある港湾施設及び(中略)船舶に対する保安レベル情報の提供を確保しなければならない。

第10規則 港湾施設の要件
3 締約国は、(中略)様々な保安レベルに応じて港湾施設保安計画において定めることが要求される措置を定め、通知すること。

ISPSコード (付属書の添付書類)

「船舶及び港湾施設の保安のための国際コード」
(The International Ship and Port facility Security Code)

A部: ISPSコードのうちの**強制要件**
B部: ISPSコードのうちの**勧告要件**

締約政府の責務: 「ISPSコードのA部の規定に従い港湾施設保安計画が作成され、見直され、承認され、かつ実施されること」を確保

IMOへの通知: 国が承認した施設の名称、位置等は、IMOに通知、全世界へ公開される。

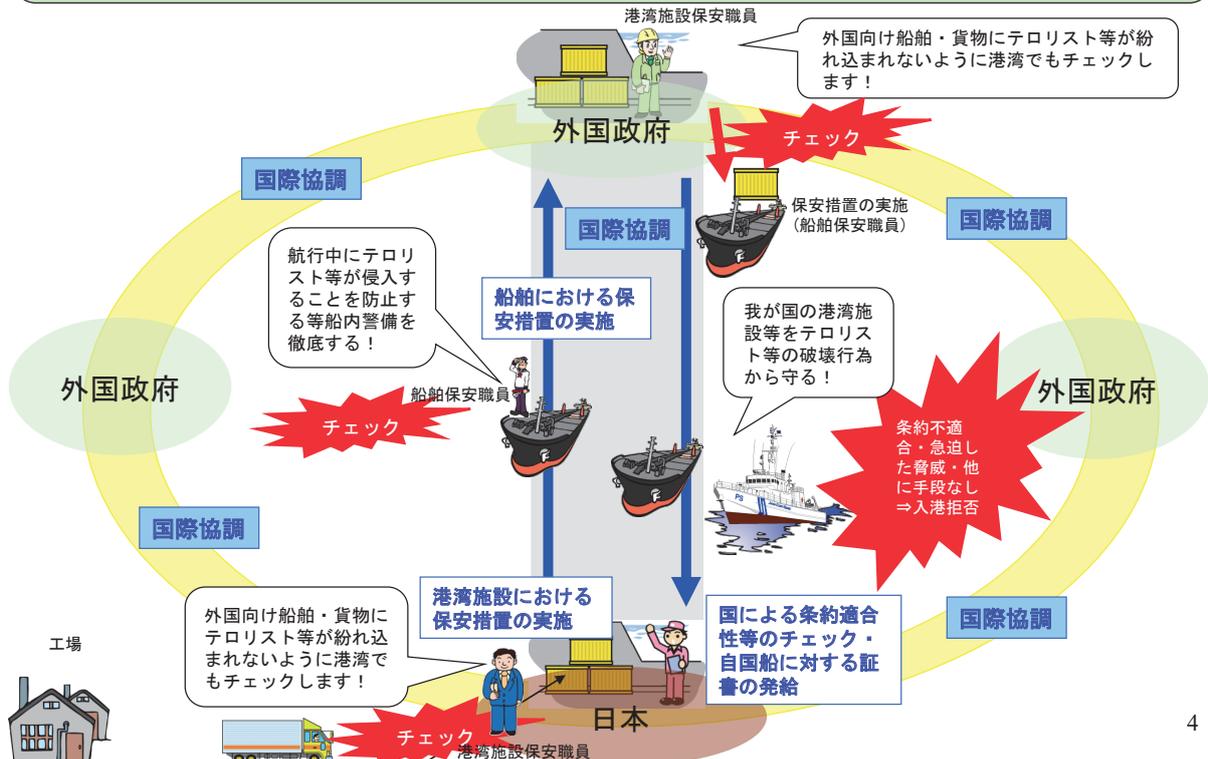
国際的信頼の獲得: 外国政府や船会社が、「改正SOLAS条約に適合した保安措置が継続的に講じられている」と認識。

国内法の制定

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

改正SOLAS条約＝

- ① 船舶所有者、港湾管理者等が保安の確保のための措置を講じることにより**国際海上運送システムの信頼性の向上**を図る。
- ② 併せて急迫した脅威が認められる船舶の入港を拒否すること等により**国際海上運送に係る不法な行為の防止**を図る。



国際船舶・港湾保安法の体系

「改正SOLAS条約」（海上人命安全条約）

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（国際船舶・港湾保安法）

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部の施行期日を定める政令」
○施行日を規定

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則」（省令）
○埠頭指標対応措置（第54条）
○埠頭保安設備に係る技術上の基準（第55条） ほか

「埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示」、
「埠頭保安規程等に記載すべき事項に関する告示」、「水域保安規程等に記載すべき事項に関する告示」
「埠頭保安規程等に係る重要な事項に関する告示」、「保安確認書に関する告示」
「国際航海船舶及び国際埠頭施設の保安の確保等に関する法律施行規則第54条第2項に掲げる措置の
細目を定める告示」、
「出入管理情報システムの電子計算機を定める告示」、「使用料を定める告示」、
「PSカード発行対象者を定める告示」

※埠頭指標対応措置のうち、国際埠頭施設の管理者等が特に配慮すべき事項で、国際埠頭施設の管理者以外の者にも影響を及ぼすおそれがあるものについて、公表しても当該国際埠頭施設の保安の脆弱性につながらないものを広く一般に周知するもの。

5

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

海上人命安全条約（SOLAS条約）附属書の改正（2004年7月1日発効）に伴い、国際航海船舶及び国際港湾施設の所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置、国際航海船舶に対する本邦の港への入港に係る規制に関する措置等について規定する。

1. 目的

国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図り、併せて国際約束の適確な実施を確保することにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資する。

2. 概要

- ①国土交通大臣は、国際海上運送保安指標（国際航海船舶及び国際港湾施設が講ずべき自己警備の措置の程度を示すもの：保安レベル1～3）を設定。
- ②国際航海船舶の所有者は、船舶指標対応措置の実施等国際航海船舶の保安の確保のため必要な措置を実施。国土交通大臣が発給する船舶保安証書を備え付けて国際航海に従事。
- ③重要国際埠頭施設（重要港湾等における特定の国際埠頭施設）の設置者及び管理者は、保安設備の設置、埠頭指標対応措置の実施等重要国際埠頭施設の保安の確保のため必要な措置を実施。
- ④重要国際埠頭施設のある港湾の国際水域施設の管理者（港湾管理者）は、水域指標対応措置等国際水域施設の保安の確保のため必要な措置を実施。
- ⑤本邦の港に入港しようとする国際航海船舶の船長に対し、入港の24時間前迄に海上保安庁長官へ船舶保安情報の通報を義務付け。
- ⑥海上保安官が、船舶保安情報その他により、急迫した危険が生ずるおそれがあり、当該危険を防止するため他に適当な手段がないと認めるとき、国際航海船舶に対し入港の禁止その他の措置を実施。

6

(法1章) 国際海上運送保安指標(保安レベル)のイメージ

国土交通大臣は、次に掲げる事項を勘案して国際海上運送保安指標を設定し、公示しなければならない。

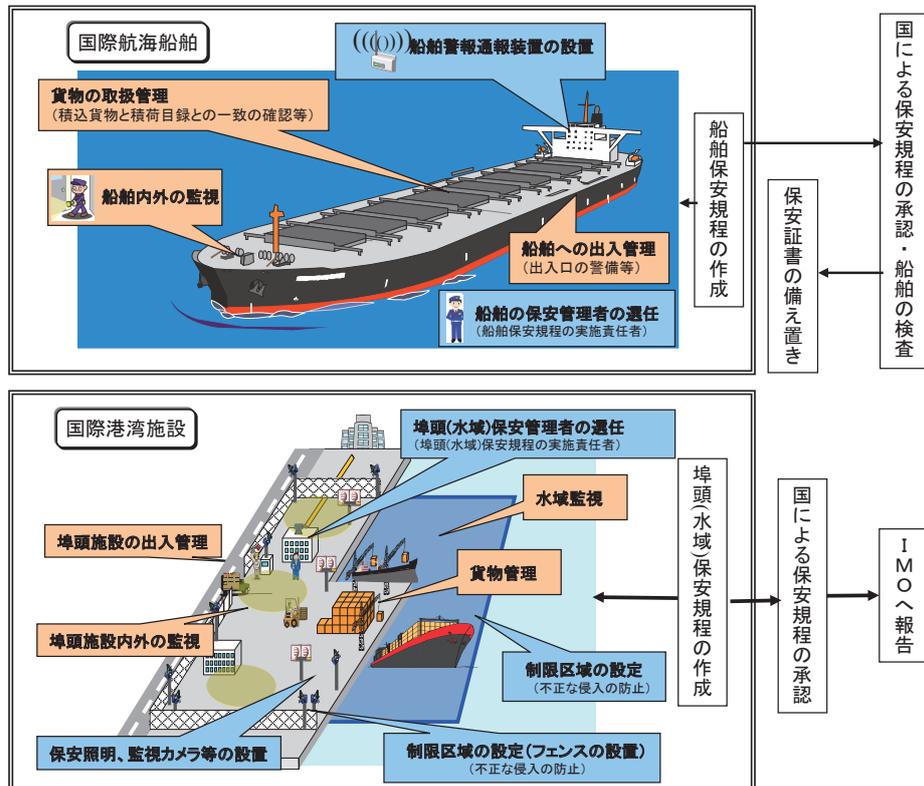
- 一 国際航海船舶又は国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の内容
- 二 国際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれがある地域
- 三 国際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれの程度

設定のイメージ			ISPSコードAの規定
レベル1	通常時	特段の事情がない平常時	最低限の適切な保安措置が常時維持されるべきレベル
レベル2	テロ発生のおそれが高い場合	レベル3ほどの確度ではないものの、テロ発生が懸念されるような事象や情報がある場合	保安事件の危険性の増大の結果として、適切な追加の保安措置が一定期間維持されるべきレベル
レベル3	テロ発生のおそれが著しく高い場合	特定の船舶や港湾においてテロが発生するという極めて確度の高い事象や情報がある場合	保安事件の可能性がある場合又は保安事件が差し迫っている場合に更なる特別な保安措置が限定的な期間維持されるべきレベル

- ①保安レベルは、全国一律、地域毎、港湾毎などの設定が可能である。
- ②国際航海船舶と国際埠頭施設それぞれに保安レベルが設定される。
(国際航海船舶の保安レベル) ≥ (国際港湾施設の保安レベル)
- ③国際航海船舶には、国土交通大臣が設定する保安レベルの他、旗国(船籍国)が設定する保安レベルがある(より高いレベルが適用される)。

7

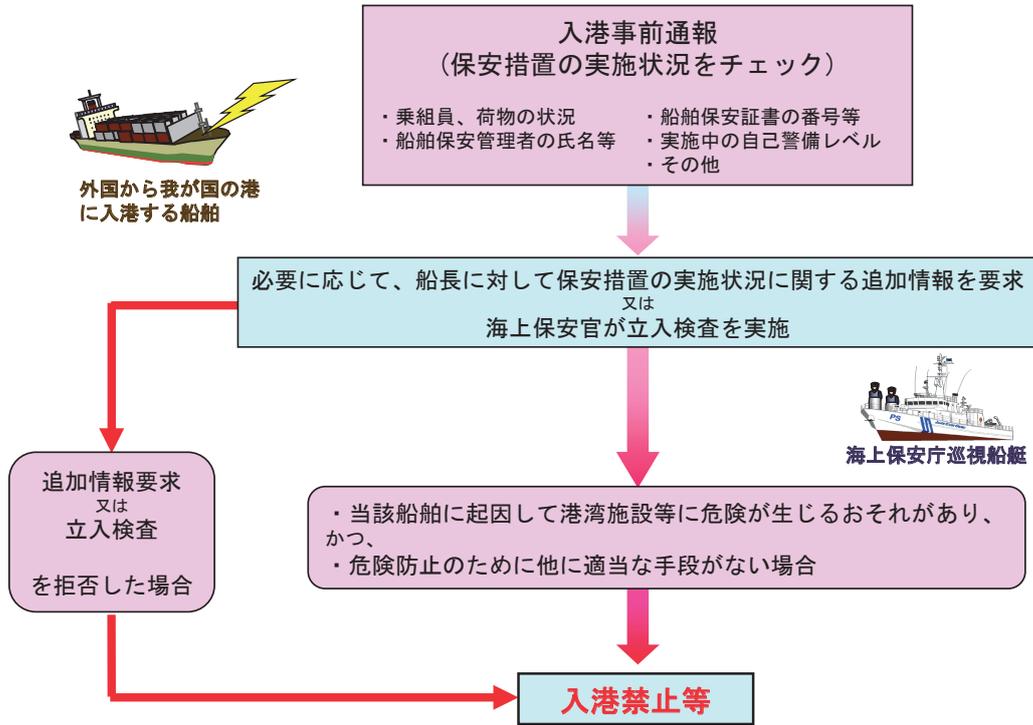
(法2, 3章) 国際航海船舶及び国際港湾施設における保安措置



8

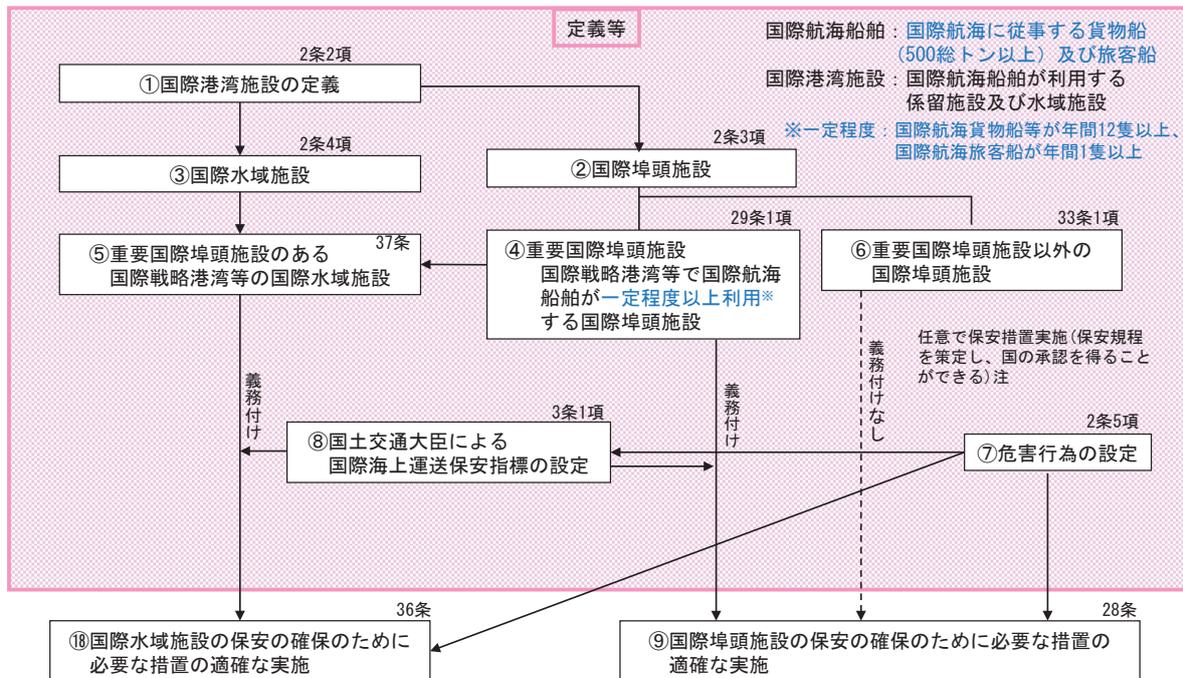
(法4章) 国際航海船舶の入港規制

保安措置が適確にとられていないため船舶について
危険が生じるおそれがないか入港前に確認



9

国際船舶・港湾保安法における定義



注) あらかじめ、任意で埠頭保安規程に相当する規程を作成・承認しておけば、義務化基準に該当した時点で本来の埠頭保安規程とみなされる (33条3項)

注) 国際戦略港湾等：国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾

10

法律に基づく保安対策

国際埠頭施設の設置者及び管理者は、当該国際埠頭施設に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。

＜法第28条＞

重要国際埠頭施設の管理者は、埠頭指標対応措置を実施しなければならない。

＜法第29条第1項＞

(重要国際埠頭施設)

国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における国際埠頭施設(基準に該当しないものを除く)

＜法第29条第1項＞

(埠頭指標対応措置を行う必要がある国際埠頭施設に係る基準)

国際戦略港湾等における国際埠頭施設が次のいずれかに該当すること

- 一 国際航海船舶である旅客船の利用に供する回数が年間1回以上
- 二 旅客船以外の国際航海船舶の利用に供する回数が年間12回以上

＜規則第53条第1項＞

(翌年以降の利用回数)

その年の翌年以降も、当該船舶の利用に供する回数は当該各号に規定する回数以上であるとみなす。ただし、当該船舶の利用に供する年間の回数が当該各号に規定する回数以上となる見込みがないことについて国土交通大臣の確認を受けた場合は、この限りでない。

＜規則第53条第3項＞

11

埠頭指標対応措置

(危害行為)

- 1 船舶又は港湾施設を損壊する行為
- 2 船舶又は港湾施設に不法に武器又は爆発物その他の危険物を持ち込む行為
- 3 正当な理由なく船舶又は港湾施設に立ち入る行為
- 4 船舶の運航を不法に支配する行為

＜規則第4条＞

埠頭指標対応措置の実施は、

- ・ 重要国際埠頭施設について
- ・ 国土交通大臣が国際海上運送保安指標を設定し、かつ、公示した場合であって、
- ・ 当該重要国際埠頭施設が国際航海船舶の利用に供するときに、
- ・ 当該重要国際埠頭施設における貨物の積込みその他の当該重要国際埠頭施設の利用状況を考慮して、
- ・ 速やかに、
- ・ 埠頭保安規程に定めるところ

により行うものとする。

＜規則第54条第2項＞

12

本人確認その他の措置の細目

立入検査結果に基づくセキュリティの向上、海外主要港湾における水準の向上、SOLAS条約に規定される港湾施設保安評価の定期的な見直し等に基づき、本人確認その他の措置の細目を告示(H22.3.30)。

▶本人確認その他の措置の原則 (告示第1条)

本人確認その他の措置は、原則として次の措置により実施する。

- 1 身分証明書に記載された写真その他の個人識別情報との照合により、本人であることを確認する。
- 2 身分証明書に記載された情報により、所属する事業者を確認する。
- 3 搬出入票の確認その他の措置により、立入りの目的について確認する。

▶身分証明書 (告示第2条)

国土交通大臣が発行する高度に偽造防止措置が施された身分証明書(PSカード)
又は
それと同等と認められる身分証明書により実施する。

▶身分証明書が、上記と同等と認められない場合 (告示第3条)

- 目的確認のほか、次の措置を行うことにより、本人確認その他の措置とする。
- 1 氏名、所属その他の個人識別情報について、管理台帳に記入させる。
 - 2 一時立入許可証を発行し、常に携帯させる。

13

保安確認書の締結と実施

国際不定期旅客船が重要国際埠頭施設及び埠頭保安規程に相当する規程の承認を受けた国際埠頭施設に係留される場合には、保安確認書を作成し、当該保安確認書において確認された事項を実施すること。但し、船舶側との調整により任意に作成することを妨げない。

※「保安確認書」とは、国際航海船舶とそれが利用する国際埠頭施設との間で、それぞれが実施することとなる保安措置を規定した確認書。

①保安確認書の作成者：

船長又は船舶保安管理者と埠頭保安管理者又は法第33条第1項で規定する埠頭保安管理者に相当する者

②記載事項：

船名、船籍港、IMO番号、国際埠頭施設名、確認者の氏名、役職、連絡先、
有効期間、国際航海船舶及び国際埠頭施設の保安レベル
国際航海船舶及び国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置

③有効期間：

原則として、国際埠頭施設に係留の都度作成する。但し、保安レベル1の時は90日以内、保安レベル2のときは：30日以内の有効期間を設定できる（保安レベルが変更された場合にはその効力を失う）

注）船舶と港湾施設で保安レベルが異なる場合等の調整に有効

14

埠頭保安設備の設置及び維持

重要国際埠頭施設の管理者（又は設置者及び管理者）は、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、埠頭指標対応措置を講ずるために必要な埠頭保安設備を設置し、維持しなければならない。
〈法第29条第2項〉

フェンス・ゲート

- ①制限区域をさく、壁その他の障壁で明確に区画し、かつ、見やすい位置に当該制限区域を示す標識を設けること
- ②標識は制限区域に人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを禁止する旨を表示すること
- ③障壁は人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有すること（しのび返しを取り付けること、下部から容易に侵入できないこと、必要に応じて腐食防止の措置を講じること、他）
- ④扉（ゲート）は、容易に開けることができず、かつ、壊されることがない構造を有するかぎ又は錠を施すこと
- ⑤車両が制限区域に容易に侵入できないように車止めを設けること

保安照明

- ①国際埠頭施設の内外の監視のため十分な照度を確保すること

監視装置

- ①コンテナ・RORO埠頭においては国際埠頭施設の内外の監視ができること
- ②旅客埠頭においては国際旅客施設内の制限区域の監視ができること
- ③一定期間記録を保存できる機能を備えていること、遠隔操作ができること、電磁的干渉を受けないこと
- ④監視装置は地形、気象その他の自然条件、貨物の種類、数量その他の利用状況ならびに照明設備の照度及びその設置する場所を勘案して保安上適切な位置に配置すること

その他の設備

その他の設備として、出入管理装置、手荷物検査装置、船舶・港湾施設間通信設備、緊急通報設備がある。

15

埠頭保安管理者の備えるべき知識と能力

- ・国際埠頭施設の管理者は、国際埠頭施設の保安の確保に関する業務を管理させるため埠頭保安管理者を選任しなければならない。
〈法第30条〉
- ・埠頭保安管理者は国際埠頭施設の保安に関する知識及び能力を備えねばならない。
- ・埠頭保安管理者は保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的立場にある者でなければならない。
〈規則第56条第2項〉

○埠頭保安管理者の備える知識と能力（規則第56条）

1. 国際船舶・港湾保安法とSOLAS条約
（附属書11-2章及びISPSコード）
2. 埠頭指標対応措置に関する事項
3. 埠頭保安設備に関する事項
4. 埠頭訓練その他教育訓練に関する事項
5. 埠頭保安規程及び保安評価準備書に関する事項
6. 武器及び爆発物その他の危険物に関する事項
7. 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項
8. 保安に関する情報の管理方法に関する事項
9. 船舶の運航に関する事項
10. 港湾施設の運営に関する事項

16

埠頭保安管理者の業務の範囲

埠頭保安管理者は、誠実にその業務を遂行しなければならない。

＜法第7条第3項を準用する第30条第3項＞

重要国際埠頭施設内にある者は、埠頭保安管理者がする指示に従わなければならない。

＜法第30条第4項＞

○埠頭保安管理者の業務（規則第56条第5項）

1. 埠頭指標対応措置の実施
2. 埠頭保安設備の保守点検
3. 埠頭訓練等の実施
4. 埠頭保安規程の作成と変更
5. 保安評価準備書の作成
6. 埠頭保安規程の承認に係る申請等諸手続き
7. 危害行為に関する情報の提供
8. 保安業務に関する監査
9. 船舶保安管理者等の関係者との連絡及び調整

17

保安訓練

○重要国際埠頭施設の管理者は、保安の確保に関する業務に従事する者について、埠頭指標対応措置の実施を確保するために必要な訓練を実施しなければならない。

＜法第31条＞

【基本訓練】

埠頭訓練の実施は、埠頭指標対応措置の実施を確保するため、埠頭保安規程に定めるところにより、少なくとも三月に一回行うものとする。

【総合訓練】

水域保安管理者その他の関係者との連携に係る埠頭訓練は、少なくとも毎年一回、かつ、十八月を超えない間隔で行うものとする。

＜規則第57条＞

立哨警備員等が埠頭保安規程に基づく自己警備を適確に実施するために行う訓練である。この点で警察機関の行う不審者等の捕獲のみに特化した訓練（いわゆる捕りもの訓練）とは内容を異にすることに注意。

総合訓練の実施にあたっての関係機関との調整

総合訓練の実施にあたっては、各港毎に設置されている港湾保安委員会等を活用して、警察、海上保安庁等関係行政機関、民間施設の埠頭保安管理者との連携を確保すること。

18

埠頭保安規程

重要国際埠頭施設の管理者は、当該重要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程を定めなければならない。 〈法第32条第1項〉

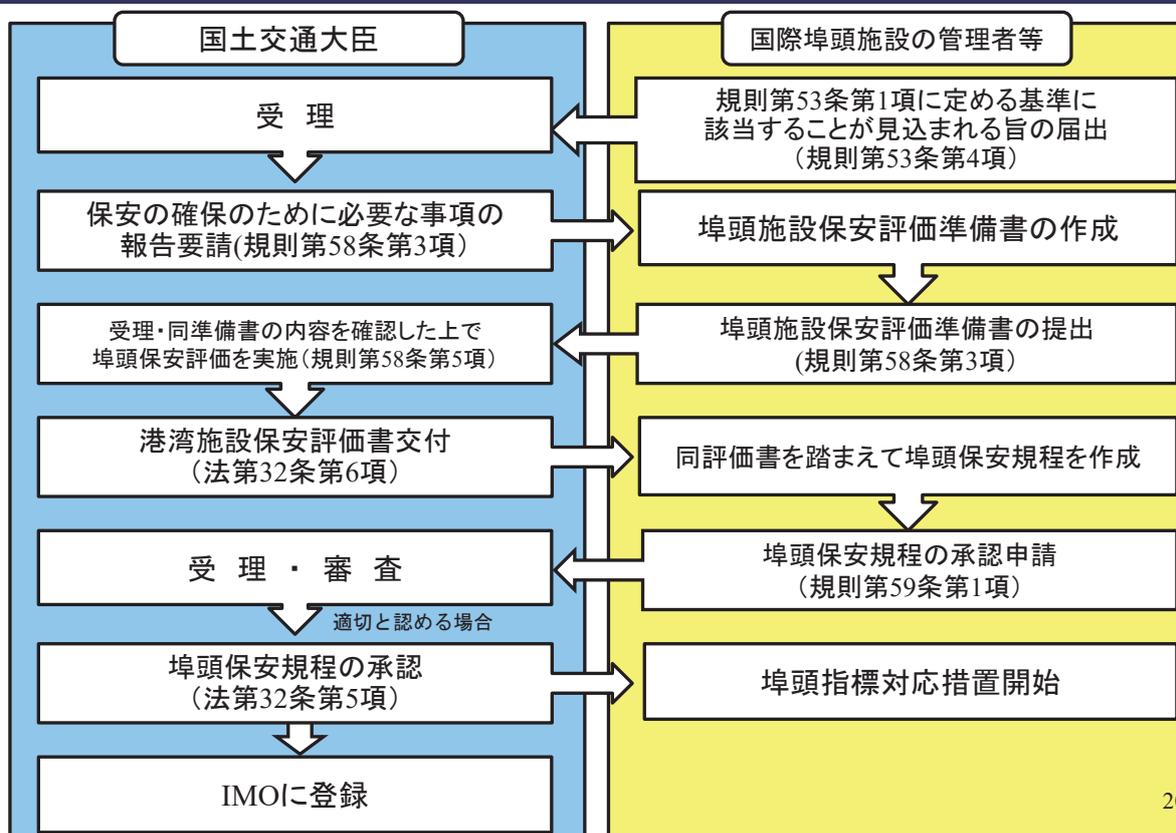
重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者は、埠頭保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならない。 〈法第32条第4項〉

埠頭保安規程の内容 〈規則第58条第1項〉

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 埠頭指標対応措置の実施 2. 埠頭保安設備の設置及び維持 3. 埠頭保安管理者の選任 4. 埠頭訓練その他教育訓練の実施 5. 埠頭保安従事者の職務及び組織 6. 保安業務に関する監査 7. 保安に関する情報の管理 8. 危害行為が発生した際の対処方法 9. 埠頭保安規程の見直し | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> (1) 制限区域の設定と管理 (2) 国際埠頭施設の内外の監視 (3) 国際航海船舶に積み込む貨物の管理 (4) 関係者との連絡及び調整 (5) 保安確認書の作成と実施 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 10px; background-color: #fff9c4;"> <p>国により承認された埠頭保安規程は、その施設の保安措置がSOLAS条約の求める保安水準に適合していることを対外的に示す効果をもつ。
(一種の適合証明)</p> </div> |
|---|---|

19

埠頭保安規程の策定・承認の手続き（新規の場合）



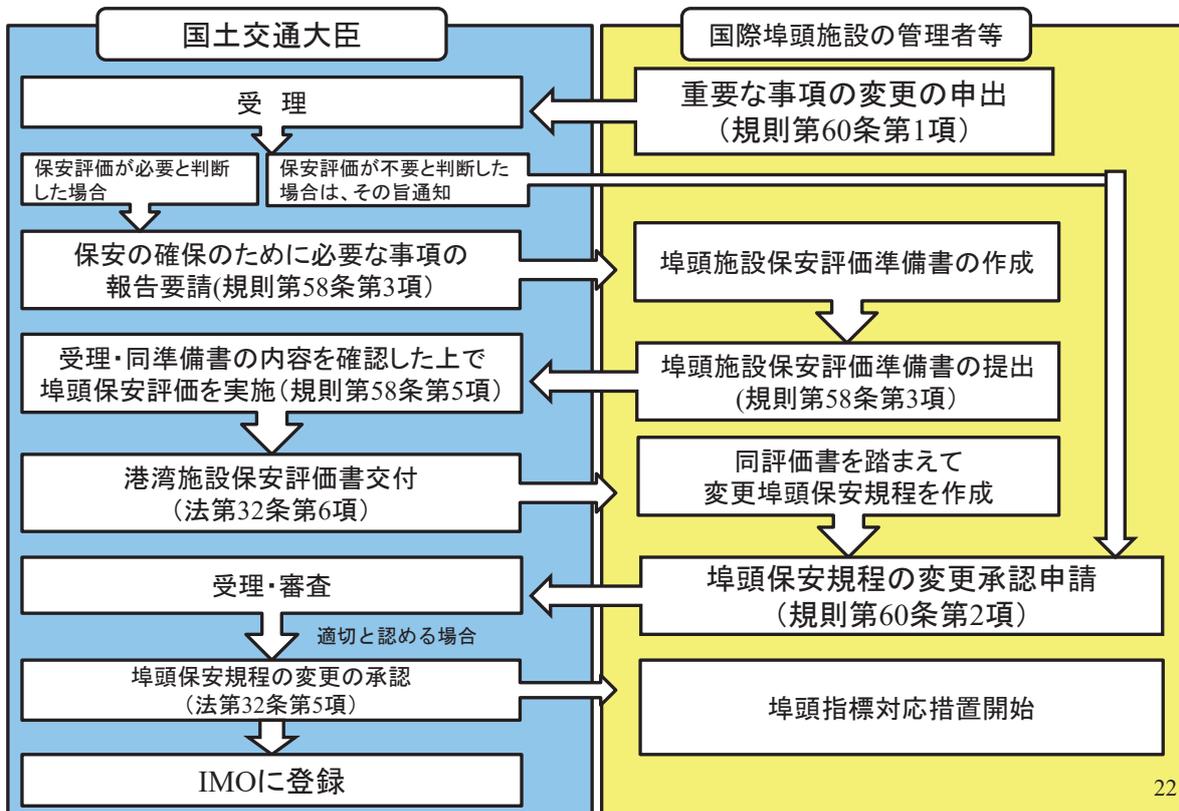
20

埠頭保安規程の変更手続き

重要な事項の変更 <規則第60条第1項>	(1)複数の重要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程を一体のものとして定める場合（施設の追加等） (2)次の各号に該当する場合 一 制限区域に関する事項 二 埠頭保安設備の構造及び配置に関する事項 三 重要国際埠頭施設の用途に関する事項 四 重要国際埠頭施設の構造及び配置に関する事項	変更のための申請、承認手続きが必要 変更申請の前に、あらかじめ申出が必要 （保安評価を実施することがある）
（通常の）変更	上記（重要な変更）及び下記（軽微な変更）以外の変更	変更のための申請、承認手続きが必要
軽微な変更 <規則第58条第2項>	(1)埠頭訓練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更 (2)埠頭保安管理者の選任に関する事項の変更 (3)前二号に掲げるもののほか、重要国際埠頭施設の保安の確保に支障がないと国土交通大臣が認める事項の変更	届出

21

埠頭保安規程の策定・承認の手続き（重要な変更の場合）



22

改善勧告

国土交通大臣は、該当すると認めるときは、当該重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

＜法第34条＞

事 項	勧 告
埠頭指標対応措置が実施されていない場合	埠頭指標対応措置を実施すること。
技術上の基準に従って埠頭保安設備が設置され、又は維持されていない場合	技術上の基準に従って埠頭保安設備を設置し、及び維持すること。
埠頭保安管理者が選任されていない場合	埠頭保安管理者を選任すること。
埠頭訓練が実施されていない場合	埠頭訓練を実施すること。
埠頭保安規程が定められていない場合又は承認を受けていない場合	埠頭保安規程を定めること又は承認を受けること。
埠頭保安規程に定められた事項が適確に実施されていない場合	当該事項を適確に実施すること。

23

報告の徴収、立入検査等

【報告の徴収】

国土交通大臣は、埠頭保安規程に係る重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者に対し、当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置に関し報告をさせることができる。

＜法第35条第1項＞

埠頭保安規程に係る重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者は、国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置に関し報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならない。

＜規則第63条＞

【立入検査】

国土交通大臣は、その職員に、埠頭保安規程により国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置を講ずべき場所に立ち入り、当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうかについて埠頭保安設備その他の物件を検査させ、又は当該国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に従事する者その他の関係者に質問させることができる。

＜法第35条第2項＞

【監査】

重要国際埠頭施設の管理者は、当該重要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程を定めなければならない。

＜法第32条＞

六 重要国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項

＜施行規則第58条第1項＞

24

国際水域施設の保安措置の概要

①水域保安対策の考え方

- ・港湾内において船舶や港湾機能に対する保安を高めるためには、陸域の施設において保安措置を講ずるだけでなく、港内で**国際航海船舶が停泊する泊地、それに接続する航路等の国際水域施設についても、一定の保安対策を講じる必要がある。**
- ・こうした国際水域施設の保安措置は、港湾区域内の水域を一元的に管理する**港湾管理者が実施する。**

②法第37条に規定する国際水域施設における制限区域の設定と管理

- ・港湾管理者は、ある船舶が、正当な理由なく、国際航海船舶に接近し、当該国際航海船舶及び当該国際航海船舶が利用する国際埠頭施設に対して危害行為を加えることを防止するため、**岸壁から「当該施設を利用する最大船型+ α 」の水域に立入りを制限する区域（「制限区域」）を設定する等により、当該エリアの保安を高める必要がある。**
- ・この場合、水域が、船舶等が自由に利用することができるエリアであることを踏まえると、今回の法律に基づく措置が、当該水域利用者の自由使用を制限することになる点に留意し、各港湾管理者が、海上保安部等関係者と調整の上適切に制限区域を設定する。

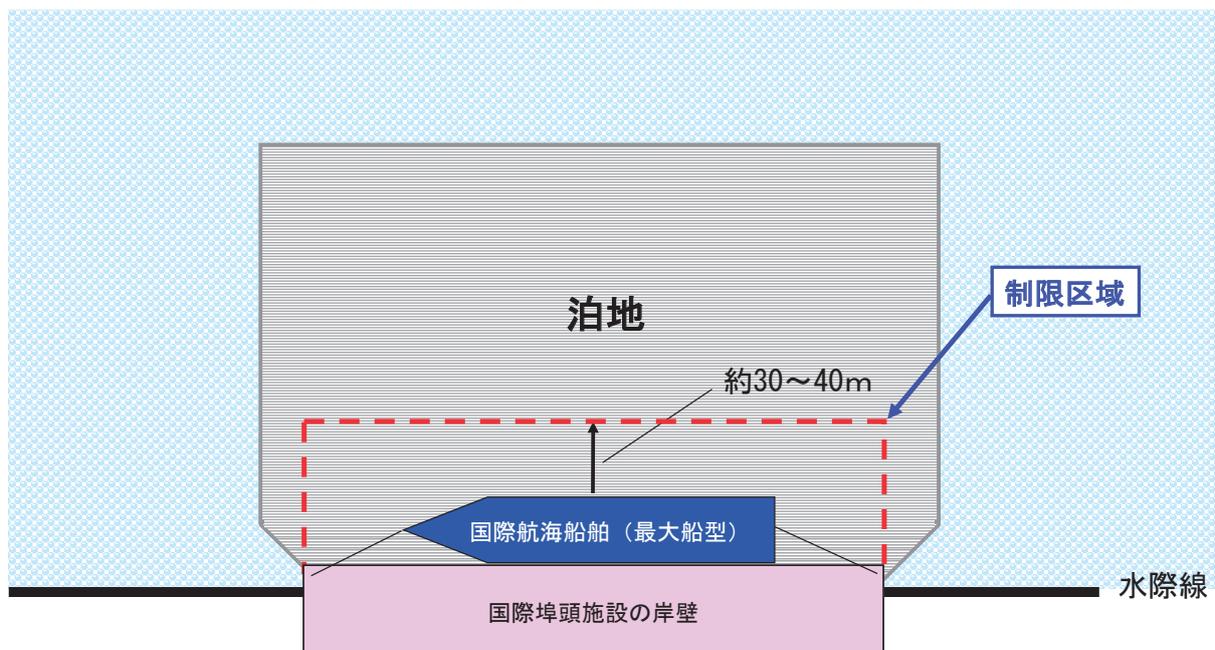
③港務艇等による巡回

- ・港湾管理者は、**保安レベル（国際海上運送保安指標）が2、3になった場合には、その管理する国際水域施設を港務艇等（注1）により、適切な頻度で巡回**を行い、当該国際水域施設に接近する船舶等により危害行為が加えられる恐れがある場合には、当該船舶に対して、国際水域施設から離れる旨要請する。
- ・さらに、当該船舶の外形、様態を考慮し、必要があると認めた場合には、海上保安庁に連絡する等、適切な管理行為を行う。

（注1）**港務艇がない場合にあっては、陸上から同等の保安措置を講じる。**例えば、管理する国際水域施設を監視することができる装置、正当な理由なく接近する船舶に対して、当該水域施設から退去する旨要請するための拡声器等を備える。

25

国際水域施設の制限区域設定のイメージ



26

国際船舶・港湾保安法に基づく埠頭保安規程の承認状況

改正SOLAS条約に対応した国内法「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(通称:「国際船舶・港湾保安法」)に基づく、埠頭保安規程・水域保安規程(港湾施設保安計画)の承認状況は以下のとおり。

埠頭保安規程の承認状況

分類	施設数	保安規程数	港湾数
承認数	2,097	960	131
上記のうち、義務化対象	2,026	918	116

・承認済規程はIMO(国際海事機関)へ登録。IMO及び国土交通省のホームページで公開。

水域保安規程の承認状況

分類	保安規程数	港湾数
義務化規程及び港湾	120	116
非義務化規程及び港湾	13	13
合計	133	129

・承認済規程はIMOへ登録。IMO及び国土交通省のホームページで公開。

27
国土交通省港湾局作成(令和2年4月1日現在)

埠頭保安規程が承認された国際埠頭施設の所在港湾

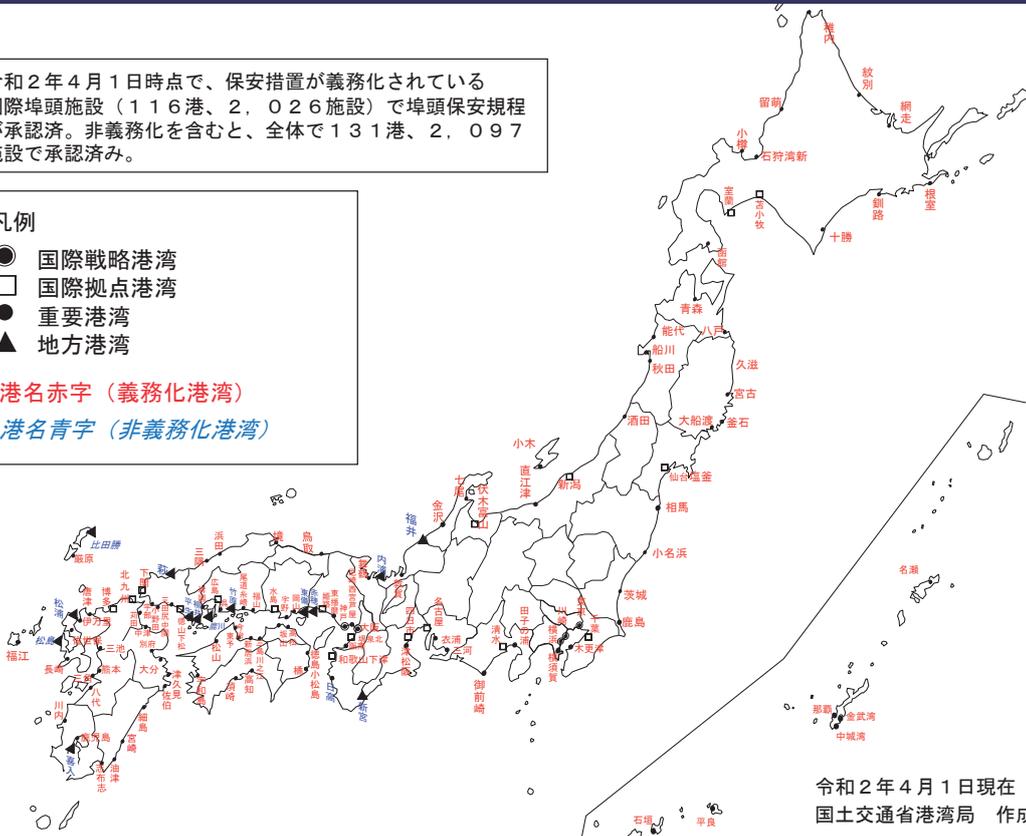
令和2年4月1日時点で、保安措置が義務化されている国際埠頭施設(116港、2,026施設)で埠頭保安規程が承認済。非義務化を含むと、全体で131港、2,097施設で承認済み。

凡例

- 国際戦略港湾
- 国際拠点港湾
- 重要港湾
- ▲ 地方港湾

港名赤字(義務化港湾)

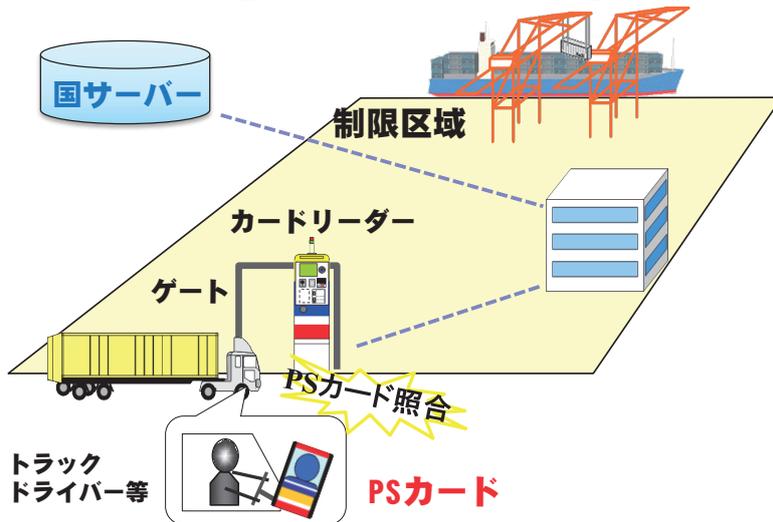
港名青字(非義務化港湾)



出入管理情報システム／PSカードの概要

- 制限区域での出入管理を強化するため、平成22年3月より、ゲートにおける3点確認（本人・所属・立入目的の確認）を義務化。
- 円滑な物流の確保を図りつつ、出入管理を確実に実施するため、平成27年1月より、PS（Port Security）カードを用いた「出入管理情報システム」を本格導入。
- 現在、13港湾※、59ターミナルで導入済。（※東京、横浜、川崎、新潟、清水、名古屋、四日市、大阪、神戸、高松、下関、北九州、博多）

【出入管理情報システム】



【PSカード】

- ・国が発行する全国共通のICカード
（高度な偽造防止対策を実施）



出入管理情報システムの告示について

告示：平成26年12月10日（平成27年1月1日施行）

○「国土交通大臣が定める電子計算機（国土交通省告示第1134号）」の告示

港湾法第50条の2第6項第3号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する電子計算機を次のように定める。

国土交通省に設置される電子計算機

○「国土交通大臣が定める使用料の額（国土交通省告示第1135号）」の告示

港湾法施行規則第15条の3第3項の規定に基づき、国土交通大臣が定める使用料の額を次のように定める。

港湾法施行規則第15条の3第3項の国土交通大臣が定める額は、次に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 重要国際埠頭施設の管理者が負担する使用料の年額 次に掲げる額（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）の合計額
 - イ 当該重要国際埠頭施設一施設につき50万円
 - ロ 当該重要国際埠頭施設に設置されている照合機1台につき10万円（そのうち10台までは、1台につき25万円）
 - ハ 国土交通大臣が当該重要国際埠頭施設に新たに照合機器を設置した場合にあっては、当該設置に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額
- 二 個人識別情報の照合を受ける者が個人識別情報を港湾法第50条の2第6項第3号の電子計算機に記録する際に支払う使用料
1,800円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額

○「国土交通大臣が定める者（国土交通省告示第1136号）」の告示

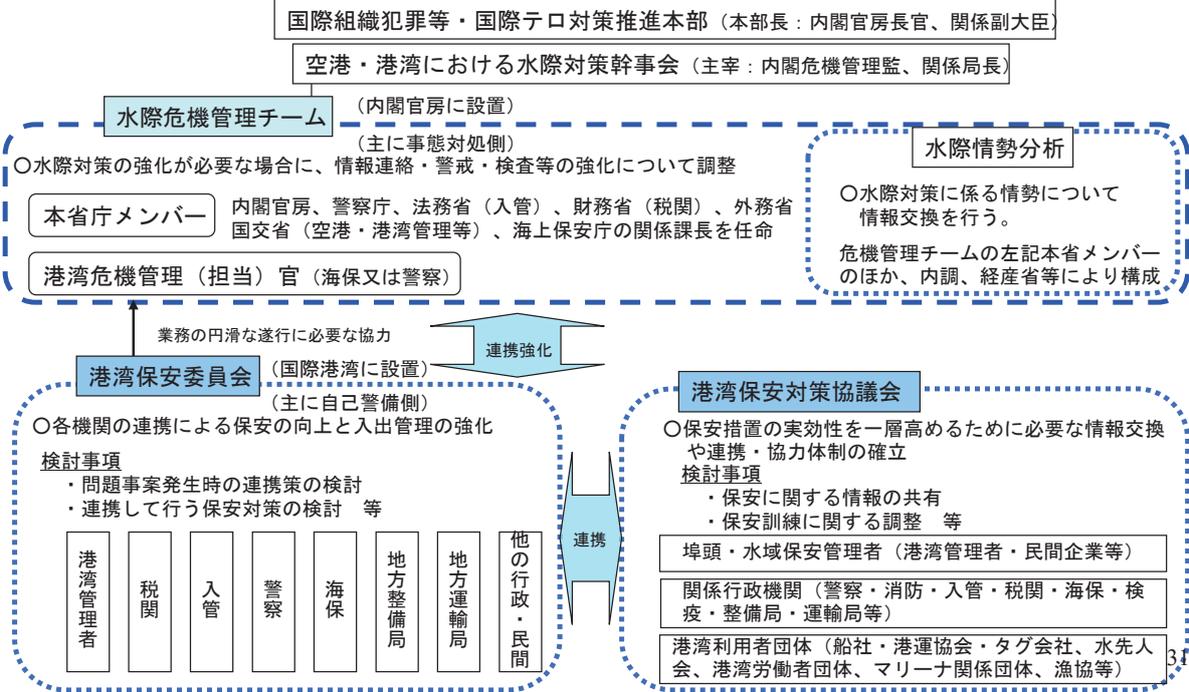
港湾法施行規則第15条の7第1項の規定に基づき、国土交通大臣が定める者を次のように定める。

港湾法施行規則第15条の7第1項の国土交通大臣が定める者は、次の各号に掲げる者の業務に従事する者とする。

- 一 当該重要国際埠頭施設の存する港湾の港湾管理者
- 二 当該重要国際埠頭施設の管理者
- 三 当該港湾において、港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業を営む事業者又は同法第2条第3項各号に規定する港湾運送関連事業を営む事業者
- 四 貨物自動車運送事業法第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者又は同法第22条の2に規定する特定貨物自動車運送事業者
- 五 当該重要国際埠頭施設の制限区域内で業務を行う事業者のうち第二号に掲げる者が貨物流通の効率化のために必要があると認める者

水際危機管理チームと港湾保安委員会等との連携

全国の国際港湾に設置された「港湾保安委員会」を活用して、自己警備側と事態対処側との連携の強化等を図り、港湾における水際対策・危機管理体制の強化を積極的に推進。



港湾における保安設備の合同点検

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を控え、テロ対策をはじめとする保安対策の一層の強化が求められているため、平成29年3月より、海上保安部や警察等、各港の関係機関と連携して、港湾の保安設備の合同点検を実施。

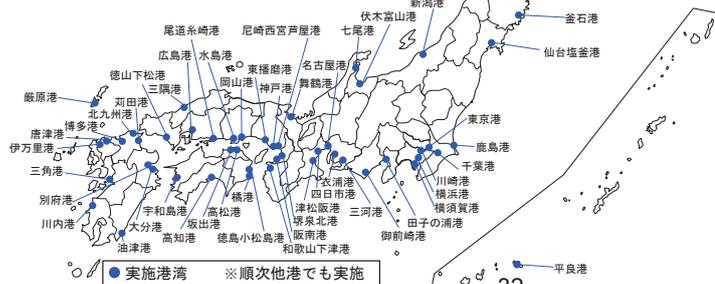
また、平成30年8月には、国際戦略港湾及び国際拠点港湾については、原則、毎年度実施することとし、重要港湾については、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会迄に少なくとも一度実施するよう通知しており、令和元年度は58港において合同点検を実施。



出入管理点検状況
(釜石港)R1.9.3



フェンス点検状況(鹿島港)
R1.7.25



意見交換会(神戸港)
R2.2.3